

模擬裁判

- SCENE 1

第2回口頭弁論期日 — 技術説明会等 —

- 第2回口頭弁論期日後の手續

- SCENE 2

第3回口頭弁論期日 — 判決言渡 —

SCENE 1

第2回口頭弁論期日

2022年9月16日

—技術説明会等—

○ 本期日で行われる手続

証明すべき事実の確認



争点整理の結果と弁論手続で証明を要する事実とを確認

証拠調べ



証明すべき事実に関連する証拠の取調べ

技術説明会



当事者双方の主張を要約し、口頭で説明する最終プレゼンテーション

専門委員の関与



争点に関係する専門技術的事項の説明

証明すべき事実の確認

●争点1（構成要件の充足の有無）

- 本件システムの「データ管理装置」は、本件発明の「フレーム測定ユニット」に属する「測定用端末」に該当するか

●争点2（特許権侵害の成否）

- 複数の主体が関与する本件システムにおいて、被告が本件特許権の侵害をしているといえるか

原告の主張① 争点1－特許請求の範囲の記載

B 2 (前記フレーム測定ユニットは、)

前記リム形状データに基づいて前記リムの溝に沿ったリム周長を算出するとともに、

前記リム周長のデータを前記レンズ加工ユニットに送信するように構成された測定用端末と、

を備え、

C 3 (前記レンズ加工ユニットは)

前記レンズ形状データに基づいて前記メガネレンズのヤゲン頂点に沿ったレンズ周長を算出し、

前記フレーム測定ユニットの測定用端末から受信した前記リム周長と前記レンズ周長との差が所定の範囲内である場合に、ヤゲン加工が行われた前記メガネレンズは前記メガネフレームのリムに適合すると判定するように構成された加工用端末と、を備える

原告の主張② 争点1 一本件明細書の記載

【発明が解決しようとする課題】

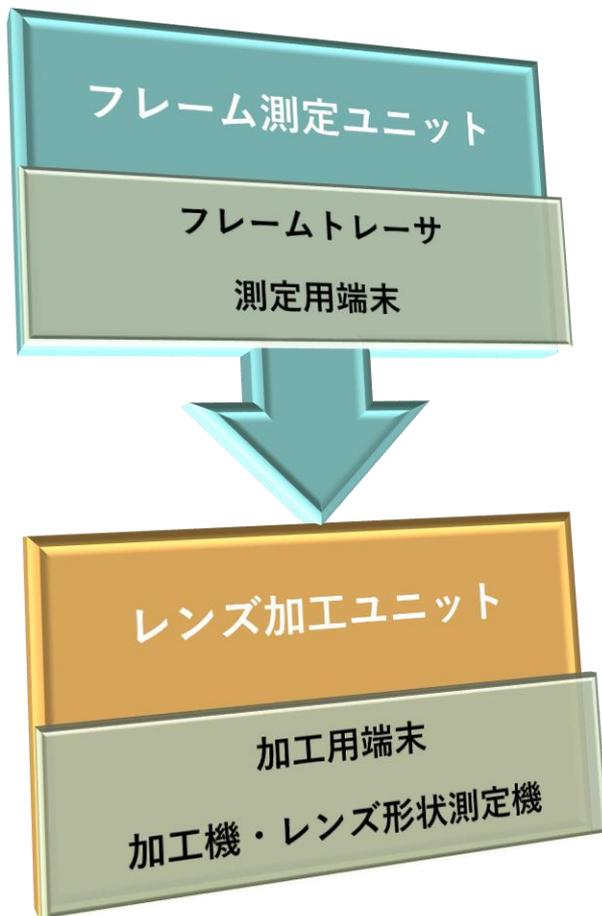
メガネ店でメガネレンズを加工しない場合に、レンズ加工工場に、メガネフレームがないから、レンズとフレームが適合するか直接確認出来ず、歩留まりが発生していた（0005）

【発明の効果】

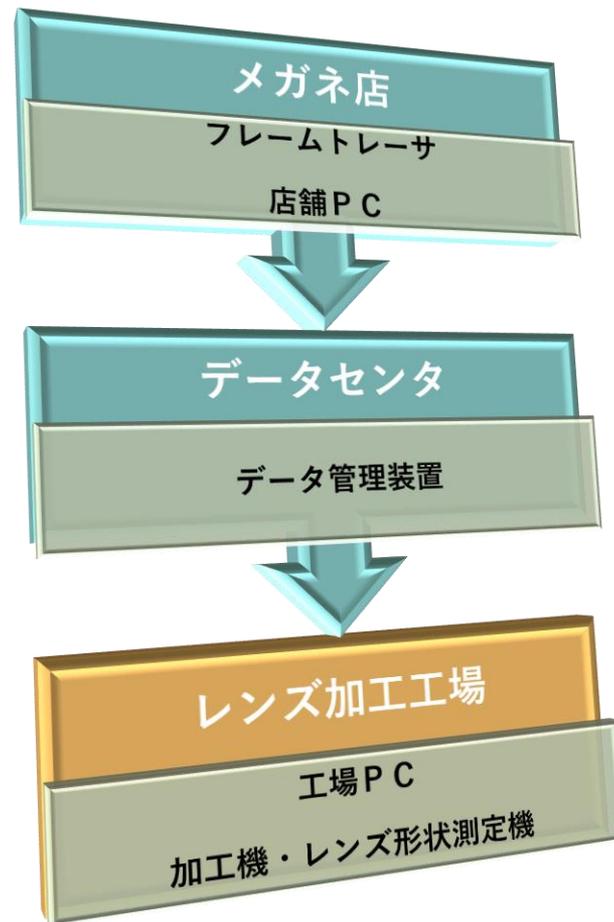
本発明では、フレームのリム周長とレンズのヤゲン頂点に沿ったレンズ周長との差を判定条件に用いてレンズがフレームに適合するか否かを判定するため、高い确实性と効率性で、レンズをフレームに適合できる（0009）

原告の主張③ 争点1 一本件発明と本件システムの対比

本件発明



本件システム



原告の主張④ 争点1—あてはめ

- 本件システムを機能面から見ると、
 - ① 店舗側のフレームトレーサが測定した「リム形状データ」がデータ管理装置に送信される。
 - ② その測定データがデータ管理装置からレンズ加工ユニットに送信される。
 - ③ メガネ店の店舗PCは、データを中継するだけでクレームとの関係で実質的な機能を果たさない。
- したがって、データ管理装置が「測定用端末」に該当

原告の主張⑤ 争点2—複数主体による特許権侵害

- 共同関連性は、
 - ① 共同関連性は客観的なもののみで足りる。
 - ② 主観的共同関連性が必要であるとしても、両者の間に継続的な取引関係がある場合、相互に行為の内容を認識しているから主観的共同関連性が認められる。
- 共同関連性がない場合も、他者を手足又は道具として利用していれば他者を利用した者の行為と同視される。

原告の主張⑥ 争点2—あてはめ

- 被告はターゲット社に本件システムの開発及びデータ管理装置の運営を委任し、メガネ店は、被告と取引契約を締結し、本件ソフトウェアの提供を受け店舗PCを本件システム用の装置としているから、客観的に一体となって本件システム全体を利用している。
- 主観的にも被告とターゲット社との間、被告とメガネ店との間でそれぞれ相互の役割を認識しており、主観的共同関連性があるといえる。
- 被告は、ターゲット社及びメガネ店を手足又は道具として利用したとも評価できる。

被告の主張①

争点1—本件発明の構成

- A ...**フレーム測定ユニット**と、...**レンズ加工ユニット**と、を備えるメガネレンズ加工システムであって、
- B **前記フレーム測定ユニット**は、
- B 1 ...**フレームトレーサ**と、
- B 2 前記リム形状データに基づいて前記リムの溝に沿った**リム周長を算出**するとともに、前記**リム周長のデータを前記レンズ加工ユニットに送信**するように構成された**測定用端末**と、
- を備え、
- C **前記レンズ加工ユニット**は、
- C 1 ...**加工機**と、
- C 2 ...**レンズ形状測定機**と、
- C 3 ...レンズ周長を算出し、前記**フレーム測定ユニットの測定用端末から受信した前記リム周長**と前記レンズ周長との差が所定の範囲内である場合に、ヤゲン加工が行われた前記メガネレンズは前記メガネフレームのリムに適合すると判定するように構成された**加工用端末**と、
- を備える、
- D メガネレンズ加工システム。

全構成要件（を備えるシステム）の構築⇒「生産」
全構成要件（を備えるシステム）の用益⇒「使用」

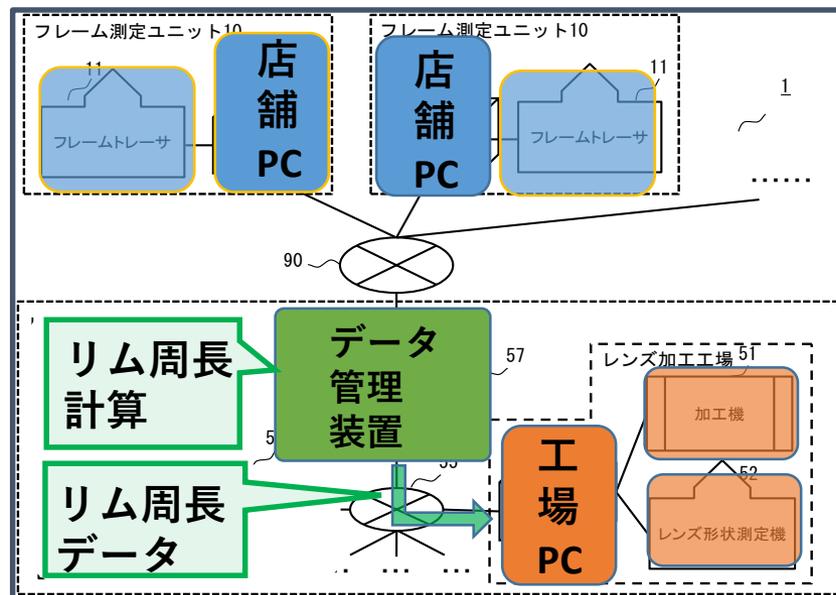
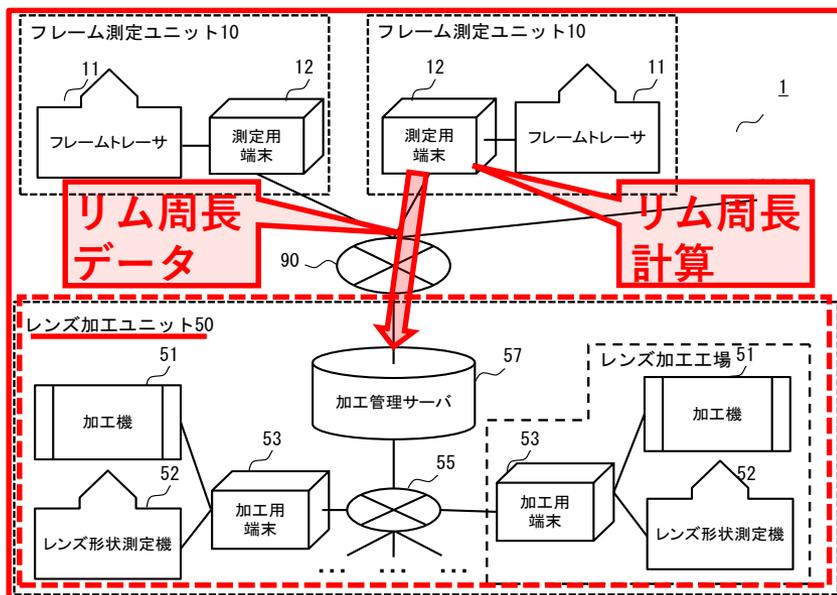
被告の主張②

争点1 一本件システムと本件発明とは異なる

本件発明



本件システム

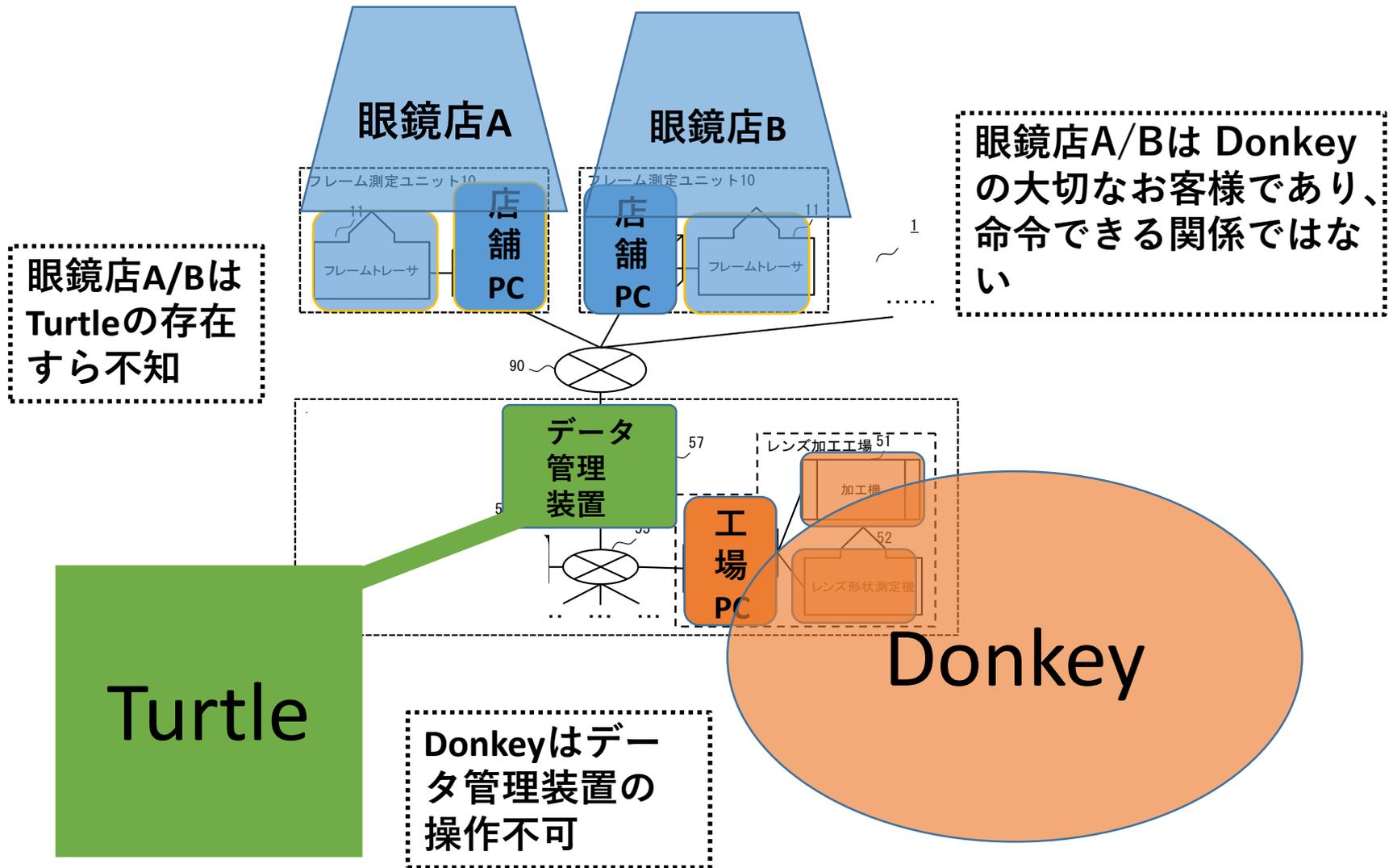


フレーム測定ユニットの測定用端末がリム周長を計算し、リム周長データをレンズ加工ユニットに送信（構成要件B2/C3、明細書0017/0019）

レンズ加工ユニットのデータ管理装置がリム周長を計算

被告の主張③

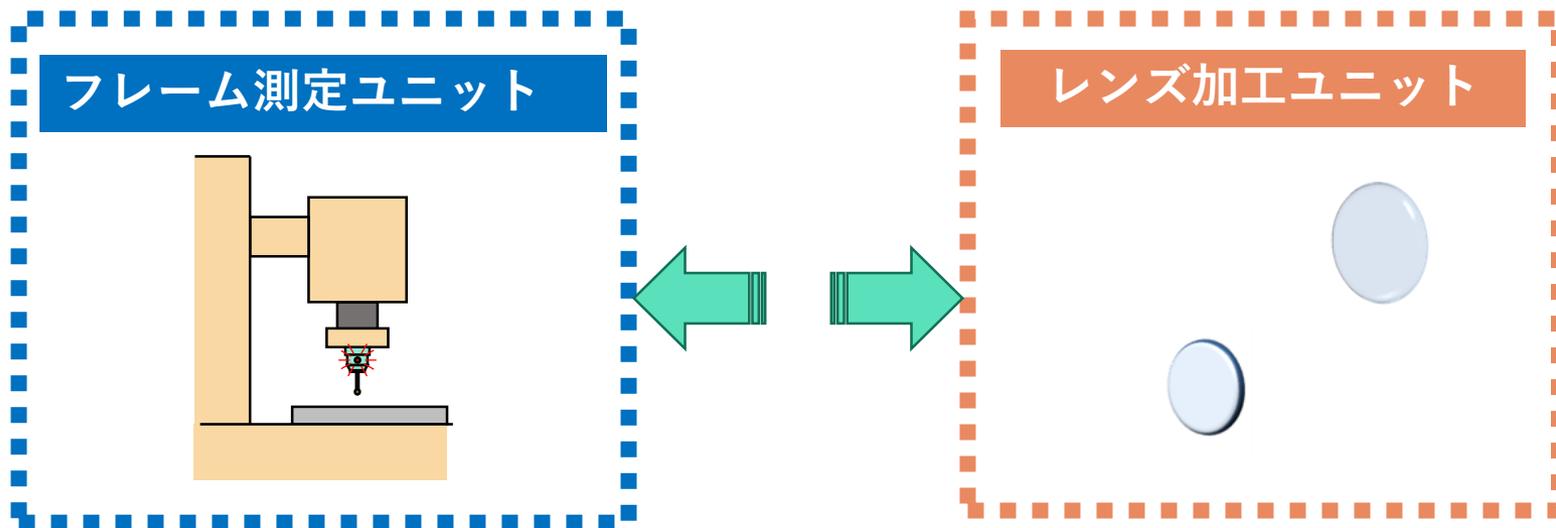
争点2 - 本件システムの「使用」なし



○ 質疑応答

● 質問1 – 「ユニット」について

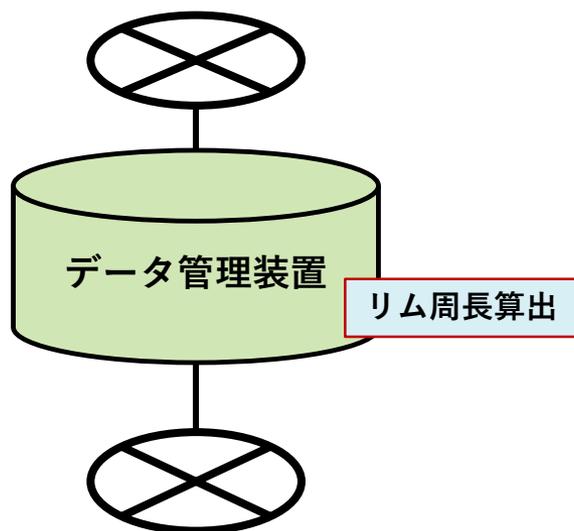
各種機器が「フレーム測定ユニット」と「レンズ加工ユニット」のいずれかに属するとした理由



○ 質疑応答

● 質問2 – 「データ管理装置」について

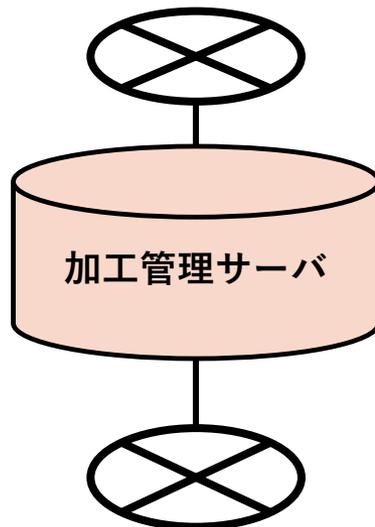
データ管理装置が「リム周長算出」を行う構成にする理由



○ 質疑応答

● 質問3 – 「加工可否判断」について

メガネレンズ加工システムにおける加工可否判断の位置付け

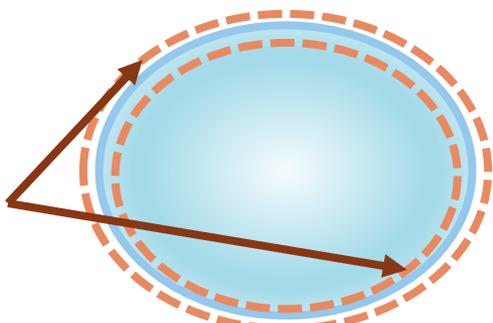


○ 質疑応答

● 質問4 – 「周長」について

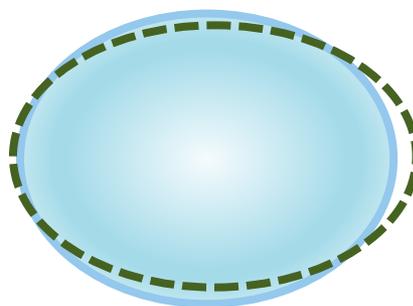
形状ではなく周長に着目することの技術的意義

レンズ周長と
リム周長の差
が所定範囲内
ではない



非適合

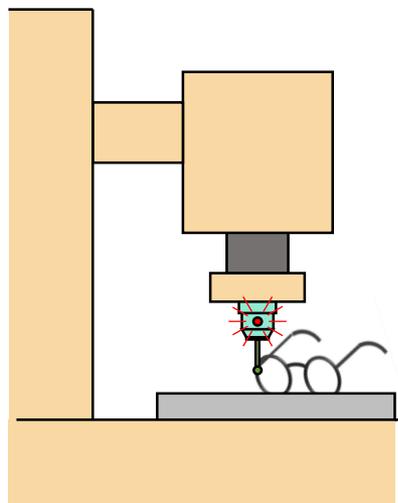
レンズ周長と
リム周長の差
が所定範囲内



適合

○ 質疑応答

- 質問5 – 「フレームトレーサ」について
フレームトレーサの測定誤差の影響



○ その後の手続

和解期日
2021年9月27日

和解協議

和解打切り

SCENE 2

第3回口頭弁論期日

2022年10月27日

—判決言渡—

判決言渡し

● 主文

1. 被告は、本件システムを使用してはならない。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

理由の要旨

(争点1. 構成要件の充足の有無)

- 本件システムが構成要件B 2及びC 2を充足するか否かは、本件システムのデータ管理装置が、本件発明の「フレーム測定ユニット」に属する「測定用端末」に相当するか否かによる。
- 特許請求の範囲の記載においては、「測定用端末」は、フレームトレーサが取得した「リム形状データに基づいて・・・リム周長を算出」し、「リム周長データを・・・レンズ加工ユニットに送信する」と規定されており、それ以上の限定はないから、リム形状データに基づいてリム周長を算出し、これをレンズ加工ユニットに送信するものは「測定用端末」といえる。

理由の要旨

(争点1. 構成要件の充足の有無)

- 本件明細書には、本件発明が隔地者間でのデータの送受信を前提とする記載がある。
- 特許請求の範囲の記載及び本件明細書の記載に鑑みても「測定用端末」に該当するか否かは、機器の物理的な所在場所や当該機器の接続態様によって限定されるものではない。

理由の要旨

(争点1. 構成要件の充足の有無)

- 本件システムにおいては、メガネ店の店舗PCは、フレームトレーサが測定した「リム形状データ」をデータ管理装置に中継しているだけである。一方、データ管理装置はこのリム周長を算出するために送信された「リム形状データ」を用いてリム周長を算出し、データ管理装置が「レンズ加工ユニット」に属する工場PCにリム周長データをネットワークを介して送信している。
- 本件システムにおいて、「フレーム測定ユニット」に属する「測定用端末」に相当するデータ管理装置がリム周長を算出し、「レンズ加工ユニット」に属する工場PCが「フレーム測定ユニット」に属するデータ管理装置からリム周長データをネットワークを介して受信している。

理由の要旨

(争点2. 特許権侵害の成否)

- 物の使用、譲渡等をしていた複数主体の行為を合わせなければ当該構成要件の全てを充足する物の使用、譲渡等が形成されない場合には、特許権侵害が成立しないのが原則である。
- 複数主体の行為を合わせたことにより初めて構成要件の全てを充足する物の使用、譲渡等が生じる場合であっても、それら複数主体の行った行為が相互に関連して一体的な行為と評価でき、複数主体の中のある主体が、当該構成要件に相当する行為を認識しながら、その実現に向けて他の主体の行為を利用しているという関係があれば、当該複数主体の中のある主体は、他の主体と共同して当該特許権を侵害した者と評価できる。

理由の要旨

(争点2. 特許権侵害の成否)

- 本件システムは、ドンキー社の委託によりタートル社が開発したものであり、ドンキー社もその内容を知悉している。
- ドンキー社は、タートル社に委託して、本件システムのデータ管理装置の運営を担わせ、メガネ店に対し、取引契約を締結の上、本件ソフトウェアを提供して、店舗PCにインストールさせることによって、本件発明の「フレーム測定ユニット」に属する「測定用端末」及び「フレームトレーサ」を供用させている。
- ドンキー社は、本件発明の「レンズ加工ユニット」に属する「加工用端末」、「加工機」及び「レンズ形状測定機」にそれぞれ相当する工場PC、加工機及びレンズ形状測定機を用いて、加工レンズの供給という本件システムを運営している。

理由の要旨

(争点2. 特許権侵害の成否)

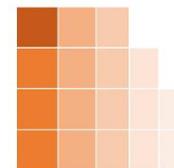
- ドンキー社、タートル社及びメガネ店の各行為は一体となっており、とみることができ、ドンキー社は、本件システムの全体を認識し、その実現のためにタートル社及びメガネ店の各行為を利用し、メガネ店及びタートル社も、それぞれがドンキー社の行為を利用しているという関係がある。
- ドンキー社は、タートル社及びメガネ店と共同して、本件特許権を侵害したことが認められる。

理由の要旨

(争点2. 特許権侵害の成否)

- この点に関して、被告は、共同行為者の全員が主観的意思を共有している必要があると主張するが、ドンキー社の責任を追及するに当たっては、メガネ店、タートル社、ドンキー社の行った各行為が相互に関連して一体的な行為と評価でき、ドンキー社について、他の主体を利用する意思があれば足りると解すべきであるから、これ以上に、共同行為に関与した者全員がそれぞれ全員との間で共同行為をしようとする意思を相互に有していなければならないものではない。

ありがとうございました



IPHC